

第 7 回 石川町 農業委員会 総会 議事録

1 招集年月日 令和 7 年 7 月 1 7 日 (木) 午後 1 時 3 0 分

2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場

3 議案

(1) 議案第 2 3 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

(2) 議案第 2 4 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について

(3) 議案第 2 5 号

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について

(4) 議案第 2 6 号

農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画 (案)に対する意見決定について

(5) 議案第 2 7 号

荒廃農地に係る非農地判断について

(6) 議案第 2 8 号

議案第 2 8 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定について

4 出席委員

農業委員 7名

2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵	4番	岩谷	金良
5番	野内	誠	6番	大串	政一	8番	泉	利夫
9番	根本	常和						

農地利用最適化推進委員 9名

13番	添田	文彦	14番	小針	淳一	15番	渡邊	健一
16番	伊藤	良平次	17番	小豆畑	元	18番	添田	健
19番	円谷	和司	20番	近内	壽夫	21番	矢内	常男

5 欠席委員

農業委員 2名

1番	黒崎	佳奈	7番	近内	貞夫
----	----	----	----	----	----

農地利用最適化推進委員 3名

11番	近藤	強	12番	佐川	正治	22番	福田	正三
-----	----	---	-----	----	----	-----	----	----

6 出席した事務局職員

事務局長	荒木	成輔
農地管理係長	岸浪	正徳
書記	矢内	翔太

議 長 本日の農業委員の出席は7名です。

定足数に達しておりますので、只今より第7回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議ないものと認め、2番 鈴木義延委員、3番 永沼善恵委員を指名いたします。

（1）議案第23号

農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議 長 議事に入ります。

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました野内 誠委員に報告を求めます。

野内誠委員 農地法第3条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

7月10日午前10時より、代理人の〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員佐川正治氏と私の3人で調査しました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、役場から約6kmの〇〇〇〇を右折し、約1.5km先の〇〇〇〇の100m先交差点を右折し、約1km先の左側、字〇〇〇〇番地 地目 畑2, 207㎡です。

譲渡人の〇〇〇〇氏は、現在農業をしておらず長年休耕地になっていました。

今後も営農の意思は無いとのことでした。

譲受人の〇〇〇〇さんは、借入地を含め約800aを耕作する地区の中堅農家です。野菜の連作障害を回避するため多くの農地を求めており、当該地の近隣の畑も借りて野菜を栽培しています。

今後も現在の経営を続けていく意思を確認しています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご質問等ございませんか。
(「質問なし」の声あり)

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。
《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第23号農地法第3条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

(2) 議案第24号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議 長 次に、議案第24号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1、番号7及び番号8は第3種農地、番号2から番号6、番号9から番号12は第2種農地であります。

議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。
7月9日10時より、代理人行政書士、〇〇〇〇氏、岸浪係長、農業委員の近内貞夫氏、近内壽夫氏と私の5人で現地確認しました。
当該地は、字〇〇〇〇番、田 1, 196㎡と字〇〇〇〇番、田 585㎡です。
譲渡人は〇〇〇〇氏、譲受人は〇〇〇〇氏です。
転用目的は、太陽光発電設備の設置です。
場所は、国道〇〇〇〇号線〇〇〇〇より〇〇〇〇方面より東に100mの地点に位置します。東側に溜池、西側に休耕地、北側に太陽光発電設備、南側には〇〇〇〇があり、盛土切土の造成工事はなく雨水は自然地下浸透

で処理します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号1について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

当案件は、令和7年2月10日に現地調査を実施しておりますので、現地調査は省略させていただきました。

申請地は字〇〇〇〇番、地目 畑の499㎡です。土地所有者は〇〇〇〇氏、事業計画者は、〇〇〇〇氏です。

転用の目的は、一般住宅の建築です。

事業計画者の〇〇〇〇氏は現在実家に両親と妻と子どもとともに生活しており子どもの成長に伴いプライバシーの保護や子ども部屋の確保等、現在の住まいでは手狭に感じており自己住宅の建築が必要となりました。

当該地は、県道〇〇〇〇線〇〇〇〇より東へ350m先〇〇〇〇を左折し県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇へ350m地点右側に位置します。申請地北側に位置する〇〇〇〇番の畑より2m、西側に位置する9番1の畑より4m離して建設するため日照等の影響はないと思われます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号2について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号3を調査されました野内 誠委員に報告を求めます。

野内 誠委員 農地法第5条第1項番号3を調査した結果を報告いたします。
令和7年2月10日に現地調査を実施していますので、現地確認は省略させていただきます。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇に向かい〇〇〇〇を右折し、約1.5km先の〇〇〇〇の100m先を右折し、1km先左側の字〇〇〇〇番の470㎡です。

譲受人〇〇〇〇氏は、現在妻の実家に妻の両親、姉家族と同居していますが、子どもの成長に伴い手狭になり自己住宅が必要になりました。

また、妻の実家の農業を手伝っており、今後も手伝うため妻の実家の近くに建築を希望していました。

当該地は農地ではありますが、譲渡人〇〇〇〇氏は現在農業をしておらず、今後もする予定はないとのことでした。

また、譲渡の意思も確認できましたので、事業計画をすすめました。

取水は南側道路に敷設してある町水道より取水します。

生活排水は合併浄化槽にて処理後、東側町道側溝に配水します。雨水は地下浸透及び東側町道側溝に排水します。

また、周囲農地の日照等に影響及ばさないよう、境界線より十分離して建築する計画になっています。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号3の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号3について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号4を調査されました永沼善恵委員に報告を求めます。

永沼善恵委員 農地法第5条第1項番号4を調査した結果を報告いたします。

7月9日午前9時岸浪係長、代理人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員添田健氏と私の4人で現地確認しました。

申請地は、国道〇〇〇〇線〇〇〇〇手前を右折し、〇〇〇〇直進約2km、〇〇〇〇を右折し200m行った左側に位置する字〇〇〇〇番1、〇〇〇〇番の田です。

転用の目的は、材木の仮置き場及び通路です。

被設定人、〇〇〇〇氏は伐採作業を請け負っており、材木の一時保管場所として、設定人、〇〇〇〇氏の田 字〇〇〇〇番1 605.42㎡と字〇〇〇〇番1 89.95㎡の2ヶ所を使用します。

材木置き場の地表を鉄板で覆い、その上に材木を積み上げるため、土砂等の流出はなく、通路は材木搬出、土盛り不要で周辺地への影響はありません。また、東西側は山林に囲まれており、南北側は休耕中で周辺の農地への影響はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号4の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号4について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号5を調査されました円谷和司委員に

報告を求めます。

円谷和司委員

農地法第5条第1項番号5を調査した結果を報告いたします。

7月9日午前9時40分より、代理人〇〇〇〇氏、岸浪係長、農業委員近内貞夫氏、農地利用最適化推進委員近内壽夫氏と私の5人で現地確認しました。

当該地は、字〇〇〇〇番 地目 田 1, 716㎡で、譲渡人は〇〇〇〇氏です。譲受人は、〇〇〇〇氏です。

場所は、国道〇〇〇〇線北へ400m先左側に位置します。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

北側に雑種地、南側に太陽光発電設備、東側は町道で周囲に農地はありません。

盛土、切土等の造成工事はなく、雨水は自然地下浸透で処理します。周囲に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

只今報告のありました農地法第5条第1項番号5の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長

ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長

異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号5について、承認するものと決定いたします。

議 長

続きまして、農地法第5条第1項番号6を調査されました永沼善恵委員に報告を求めます。

永沼善恵委員

農地法第5条第1項番号6を調査した結果を報告いたします。

7月9日9時15分、岸浪係長、代理人〇〇〇〇氏、農地利用最適化推進委員添田健氏と私の4人で現地確認しました。

当該地は、〇〇〇〇号線を右折し、〇〇〇〇を右折し〇〇〇〇直進約300m行った左側の字〇〇〇〇番の畑 1, 147㎡です。譲渡人は〇〇〇〇氏です。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

譲受人は、〇〇〇〇氏で、太陽光発電設備を設置する会社です。

申請地南側は道路で、その他、周囲は山林です。切土盛土等を行わず、草刈りをし、土砂の流出は発生しません。太陽光発電設備を設置するため、汚水、雑排水等は生じません。

また、フェンス境界から最低1 m、太陽光発電パネルは境界から2 m以上離して設置するため、日照、通風等の影響はありません。年2回の草刈り、通常点検を行います。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号6の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号6について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号7を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第5条第1項番号7を調査した結果を報告いたします。

7月9日11時15分より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇〇番、同〇〇〇〇、同〇〇〇〇の3筆、地目 畑 436.97㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面に向かい50 mほど進んだ右手の〇〇〇〇の所を右折し北須川沿いに面した住宅地に位置します。

申請理由は、住宅地の分譲で、譲受人の〇〇〇〇は良質な住宅用地を提供することで、地域社会の振興発展に寄与することを目的にしています。

当該地は、都市計画地域内の住宅地内の一角にある土地で、上水道施設整備や鉄道駅の公道に接していることから住宅用地としては最適であると判

断しました。

現在、休耕地であり譲渡人からも快く承諾を得ることができたため、農地ではありますが、やむなく選定いたしました。

下水道については建設工事時に敷地内に設置する浄化槽で処理後、既設排水暗渠及び共用水路へ接続、排水します。雨水は自然浸透により処理します。

なお、今回の申請により分断される農地が生じますが、農地進入道路を整備するため農地の蚕食が生じることはありません。

また、都市計画法及び建築基準法により建物の高さが制限されるため、周辺農地に影響を与えることはありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号7の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号7について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号8を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第5条第1項番号8を調査した結果を報告いたします。

7月9日11時15分より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇〇番、地目 畑 48㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇より〇〇〇〇方面に向かい500mほど進んだ右手の曲〇〇〇〇の所を右折し、〇〇〇〇沿いの道路に面した住宅地に位置します。

申請理由は、今回併せて申請している字下泉〇〇〇〇番の住宅地の分譲による農地の分断に対し、車両が乗り入れできるように通路用地として転用

し所有権移転するものです。

当該地は砂利敷後転圧し、雨水は自然浸透させ豪雨時は町道に放流できる
よう南側に向かって勾配を設けます。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号8の件について、何かご意
見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号8について、
承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号9を調査されました泉 利夫委員に
報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第5条第1項番号9を調査した結果を報告いたします。

7月9日11時より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農
地利用最適化推進委員小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6人で、字〇〇〇
〇番 地目 田 1, 478㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇から〇〇〇〇を500mほど字〇〇〇〇方面
に進んだ道路左手に位置します。

申請目的は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、土地造成は行わず設備設置を行い年に2回の草刈りを行いま
す。雨水は施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、既存の水田土側溝部分
で排水されます。周辺耕作地への日照等の支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号9の件について、何かご意
見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号9について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号10を調査されました泉 利夫委員に報告を求めます。

泉 利夫委員 農地法第5条第1項番号10を調査した結果を報告いたします。

7月9日10時45分より、代理人の〇〇〇〇氏、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員小豆畑元氏、伊藤良平次氏と私の6名で、字〇〇〇〇番 地目 畑 1, 566㎡を調査しました。

場所は、〇〇〇〇から国道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に300mほど進んだ右折し20m先を住宅入口道路側へ左折し200mほど進んだ道路右手に位置します。

申請目的は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、土地造成は行わず設備設置を行い年に2回の草刈りを行います。雨水は施設内で自然浸透させ一部溢れた分は、既存の水田土側溝部分で排水されます。周辺耕作地への日照等の支障はありません。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号10の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号10について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号11を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号11を調査した結果を報告いたします。

7月9日午前10時15分より、代理人〇〇〇〇氏、岸浪係長、農業委員

近内貞夫氏、農地利用最適化推進委員近内壽夫氏と私の5人で現地確認しました。

当該地は、次の3筆です。〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番 地目 畑 4 1 2 m²と字〇〇〇〇番 地目 畑 3 8 8 m²、並びに〇〇〇〇氏所有の字〇〇〇〇番 地目 畑 4 6 2 m²です。

譲受人は、〇〇〇〇氏です。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

場所は、県道〇〇〇〇線、〇〇〇〇より東に300m先左側に位置します。

東に原野、西に住宅、北側に畑があります。

盛土、切土等の造成工事はなく、雨水は自然地下浸透で処理します。周囲に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号11の件について、何かご意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号11について、承認するものと決定いたします。

議 長 続きまして、農地法第5条第1項番号12を調査されました円谷和司委員に報告を求めます。

円谷和司委員 農地法第5条第1項番号12を調査した結果を報告いたします。

7月9日午前10時30分より、代理人〇〇〇〇郎氏、岸浪係長、農業委員近内貞夫氏と農地利用最適化推進委員近内壽夫氏と私の5人で現地確認しました。

当該地は、字〇〇〇〇番 地目 田 1, 105 m²で譲渡人は〇〇〇〇氏です。譲受人は、〇〇〇〇氏です。

転用目的は、太陽光発電設備の設置です。

場所は、県道〇〇〇〇線〇〇〇〇より東へ400m先左側に位置します。
東に住宅、西に畑、北に住宅、南側に畑があります。

盛土、切土等の造成工事はなく、雨水は自然地下浸透で処理します。周囲
に与える影響はないと判断します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほ
どよろしくお願いいたします。

議 長 只今報告のありました農地法第5条第1項番号12の件について、何かご
意見等ございませんか。

（「意見なし」の声あり）

議 長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第24号農地法第5条第1項番号12につい
て、承認するものと決定いたします。

（4）議案第25号

農地法第5条1項第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見決
定について

議 長 次に、議案第25号 農地法第5条1項第1項の規定による許可後の事業
計画変更申請に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

議 長 只今、説明のありました、農地法第5条1項第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請に対する意見決定について、何かご質問等ございませ
んか。

《「質問なし」の声あり》

議 長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議 長 異議のないものと認め、議案第25号 農地法第5条1項第1項の規定によ
る許可後の事業計画変更申請に対する意見決定について、承認するものと
決定いたします。

(3) 議案第26号

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について

議長 次に、議案第26号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 （朗読説明）

こちらにつきましては、福島県農地中間管理機構が地権者から借り受けた農地を担い手へ貸し付ける際に、町が農用地利用集積等促進計画案を作成し、農業委員会から意見を聴取することとなっておりますので、農業委員会の総会にてご審議をお願いするものでございます。

農用地利用集積等促進計画（案）一覧表をご覧ください。

合計で説明させていただきます。畑が40筆で、115,305㎡、原野が1筆で、585㎡、合計41筆、115,890㎡です。貸し手が13人、借り手が1法人となります。設定する権利につきましては、すべて賃借権及び使用貸借権で、令和7年8月30日から令和17年12月31日までとなります。

只今、説明しました計画（案）につきましては、効率的利用要件、農作業常時従事要件など農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと考えます。

説明は以上です。

議長 只今説明のあった農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について何かご意見等ございませんか。

《「意見なし」の声》

議長 ご意見等がないようですので、本案を採決します。
本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

議長 異議のないものと認め、議案第26号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について、承認するものと決定いたします。

(4) 議案第 27 号

荒廃農地に係る非農地判断について

議長 次に、議案第 27 号荒廃農地に係る非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

昨年度の農地利用状況調査において再生不能と言われる「B分類」と判断されたものについて非農地判断をお願いするものです。

農地・非農地の判断は、農林水産省経営局長通知の「農地法の運用について」の第3(3)ウにおいて、農業委員が実施した農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査の結果、森林の様相を呈するなど再生利用が困難と判定された農地については、農業委員会総会において農地法第2条第1項に基づく、「農地」に該当しない旨判断することとされております。それでは、スライドを流しますので、後方をご覧ください。

議長 審議に入る前に荒廃農地に係る非農地判断について、一括で審議することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議長 それでは 荒廃農地に係る非農地判断について、何かご質問等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご質問等ございませんか。

≪「質問なし」の声あり≫

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

議案第 27 号荒廃農地に係る非農地判断について、番号 1 から番号 102 を一括して承認することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声あり≫

議長 異議がないものと認め、原案のとおり全て承認するものと決定いたします。

(3) 議案第 28 号

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定について

議長 次に、議案第 28 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定について事務局の説明を求めます。

事務局長 (朗読説明)

なお、詳細については、農政課担当職員より説明させます。

議長 それでは、農政課江尻主幹より説明をお願いします。

農政課主幹 （朗読説明）

議長 それでは 只今説明のありました議案第 2 8 号農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定について、何かご意見等ありませんか。

岩谷金良委員 意見として、酪農業に関しては年間総労働時間が 3000 時間です。

議長 その他、ご質問等ございませんか。

《「質問なし」の声あり》

議長 ご質問等がないようですので、本案を採決します。

本案を承認することにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声あり》

議長 異議のないものと認め、議案第 2 8 号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定については、承認するものと決定いたします。

議長 以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。

午後 2 時 2 6 分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和 7 年 月 日

石川町農業委員会 会長

議事録署名人

2 番
5 番